

【 報告案件 】

番号	件名、提出理由及び主な内容等								
報第 31 号	件名：債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）								
	<提出理由> 熊本市債権管理条例（平成 2 8 年条例第 1 2 号）第 1 4 条第 1 項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの								
	<主な内容>								
	2 災害援護資金に係る貸付金債権の放棄								
	(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額								
	<table><tr><th>放棄の理由</th><th>件数</th><th>債権額</th></tr><tr><td>熊本市債権管理条例（平成 2 8 年条例第 1 2 号。以下「条例」という。）第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため</td><td>30 件</td><td>11, 754, 300 円</td></tr></table>	放棄の理由	件数	債権額	熊本市債権管理条例（平成 2 8 年条例第 1 2 号。以下「条例」という。）第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	30 件	11, 754, 300 円		
	放棄の理由	件数	債権額						
	熊本市債権管理条例（平成 2 8 年条例第 1 2 号。以下「条例」という。）第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	30 件	11, 754, 300 円						
	(2) 放棄により利益を受けた者 災害援護資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの								
	(3) 放棄の時期 令和 2 年 3 月 5 日								
3 住宅改修資金に係る貸付金債権の放棄									
(1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額									
<table><tr><th>放棄の理由</th><th>件数</th><th>債権額</th></tr><tr><td>条例第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定に該当するため</td><td>1 件</td><td>87, 423 円</td></tr><tr><td>条例第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため</td><td>3 件</td><td>151, 090 円</td></tr></table>	放棄の理由	件数	債権額	条例第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定に該当するため	1 件	87, 423 円	条例第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	3 件	151, 090 円
放棄の理由	件数	債権額							
条例第 1 4 条第 1 項第 1 号の規定に該当するため	1 件	87, 423 円							
条例第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に該当するため	3 件	151, 090 円							
(2) 放棄により利益を受けた者 住宅改修資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金を完納していないもの									
(3) 放棄の時期 令和 2 年 3 月 5 日									

4 介護給付費に係る返還金債権の放棄

- (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第4号の規定に該当するため	1件	41,538円
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	1件	1,241,224円

- (2) 放棄により利益を受けた者 介護給付費の支給を受けた者であって、これに係る返還金を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和2年1月15日、同月16日

5 母子父子寡婦福祉資金に係る貸付金等債権の放棄

- (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第1号の規定に該当するため	1件	270,100円

- (2) 放棄により利益を受けた者 母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた者であって、これに係る償還金等を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和2年1月31日

1.2 医療費債権の放棄

- (1) 放棄の理由並びに放棄した債権に係る件数及び金額

放棄の理由	件数	債権額
条例第14条第1項第5号の規定に該当するため	144件	5,587,410円

- (2) 放棄により利益を受けた者 本市の病院事業による診療を受けた者であって、これに係る医療費を完納していないもの

- (3) 放棄の時期 令和2年3月31日